

2019年度 ひょうご次世代産業高度化プロジェクト

公募要項

「中小企業 IoT・AI・ロボット導入支援事業」

(事業目的)

本支援事業では、県内の事業者が、自社生産プロセスへの IoT・AI・ロボットの導入等によるものづくりの高度化、スマート化、生産性向上等を図る際に要する費用を支援します。また、県内の事業者が、IoT・AI・ロボット製品（機器、サービス）、又は IoT・AI 搭載製品（機器、サービス）の開発、または商品化を図る際に要する費用を支援します。かかる支援を通じて次世代産業への新規参入や事業拡大を促進し、兵庫県内の新たな雇用を創出することを目的とします。また、今後県内事業者の IoT・AI・ロボットの利活用を普及促進するために、本事業では多様な利活用の事例を集積し、公開してゆくこととします。

なお、本公募要領で「IoT」とは、Internet of Things と定義される狭義の IoT に加えて、IT 技術、ICT 技術、デジタル技術、クラウド技術、センサー技術などを包括的に含み、ものづくりなどの企業活動の高度化、スマート化、生産性向上に資する機器、サービスおよび技術であると定義します。

ご利用に際しては、当公募要項を熟読のうえ、必要書類を（公財）新産業創造研究機構に提出してください。

2019年度公募期間：2019年4月18日（木）～5月31日（金）17時必着

以後、補助金予算の残額があれば、追加公募を行う場合があります。

■補助金申請書の様式他関係書類は、以下のホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.niro.or.jp/>

本公募は、「ひょうご次世代産業高度化補助金交付実施要領」にしたがって実施されますので、必ずご確認ください。但し、「ひょうご次世代産業高度化補助金交付実施要領」と本書の記載に齟齬がある場合は、本書の記述を優先します。

<お問い合わせ先>

（公財）新産業創造研究機構 技術支援部門 ものづくり・IoT 技術部

担当：玉垣、羽畑、星加

〒650-0046 神戸市中央区港島中町 6-1 神戸商工会議所会館 4F

E-mail : iot@niro.or.jp T E L : 078-306-6806

1. 補助制度の内容

この補助制度の内容は下記のとおりです。

補助の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自社生産プロセスへの IoT・AI・ロボットの導入等によるものづくりの高度化、スマート化、生産性向上等を図る際に要する費用を補助します。 2. IoT・AI・ロボット製品（機器、サービス）又は IoT・AI 搭載製品（機器、サービス）の開発又は商品化を図る際に要する費用を支援します。但し、特定顧客向けに出荷又は提供するための製品は除きます。 <p>他の国・県・市町村などからの「補助対象経費」を対象とする同種の助成金・補助金との併給はできません。但し、補助対象外の事業費に対する助成金、補助金の活用は可能ですので個別にお問い合わせ下さい。</p>								
補助対象事業者	<p>補助対象事業者：次の条件①～④を全て満たす事業者。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 兵庫県下に事業所を有し、次世代産業分野の事業の拡大、新規参入、又は次世代産業分野の技術の利活用による雇用創出を目指す、主要指定業種又は指定関連業種の企業である。（表1（次頁）を参照） ② 働く場の充実、働き方改革を目指して、IoT・AI・ロボットの導入や IoT・AI・ロボット製品事業の開始または拡大を検討している。 ③ 補助事業の途上又は終了後に、NIRO 又は兵庫県が刊行又はインターネットで公開する「事例集」等に事業の要旨を公開可能である。また、NIRO 又は兵庫県が主催又は共催、後援する発表会、セミナー等において、補助事業で実現した IoT・AI・ロボットの適用事例の発表が可能である。 ④ 2019年4月1日～2020年6月30日の間に補助上限額で決まる所定人数の県内での新規正規雇用を行う。 								
総事業費 および 補助対象経費	<p>本事業は、補助金交付決定通知後に発生し、2020年2月28日までに支払を完了した以下の経費に対して補助を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人件費：以下の経費（ただし、消費税を含まない額） <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者、管理者の給与、派遣社員人件費 ・ 旅費、謝金 ② 補助対象の事業費：以下の経費（ただし、消費税を含まない額） <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借費（IoT機器、ソフト、PC等のレンタル・リース費用） ・ サービス利用費（IoT、クラウド、通信設備等の利用料） ・ 原材料費（原材料、消耗品、消耗機材等の調達に必要な経費等） ・ 外注費（ソフト開発費、設定作業費、外注加工費、市場調査費等） ・ 消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、会議費、出展費 ③ 補助対象外の事業費： <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品費（設備、装置、パッケージソフト等） ・ ①②に関わる消費税 <p>総事業費は上記の ①+②+③ を言います。 補助対象経費は上記の ①+② を言います。</p>								
補助金額	総事業費の1／2以下、補助対象経費以下、かつ補助上限額以下								
補助上限額 と新規雇用 人数	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">5, 000千円／社</td> <td style="width: 10%;">4名</td> </tr> <tr> <td>2, 500千円／社</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>1, 000千円／社</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>500千円／社</td> <td>1名（努力義務）</td> </tr> </table> <p>予算の範囲内で 合計20社程度を採択予定</p>	5, 000千円／社	4名	2, 500千円／社	2名	1, 000千円／社	1名	500千円／社	1名（努力義務）
5, 000千円／社	4名								
2, 500千円／社	2名								
1, 000千円／社	1名								
500千円／社	1名（努力義務）								

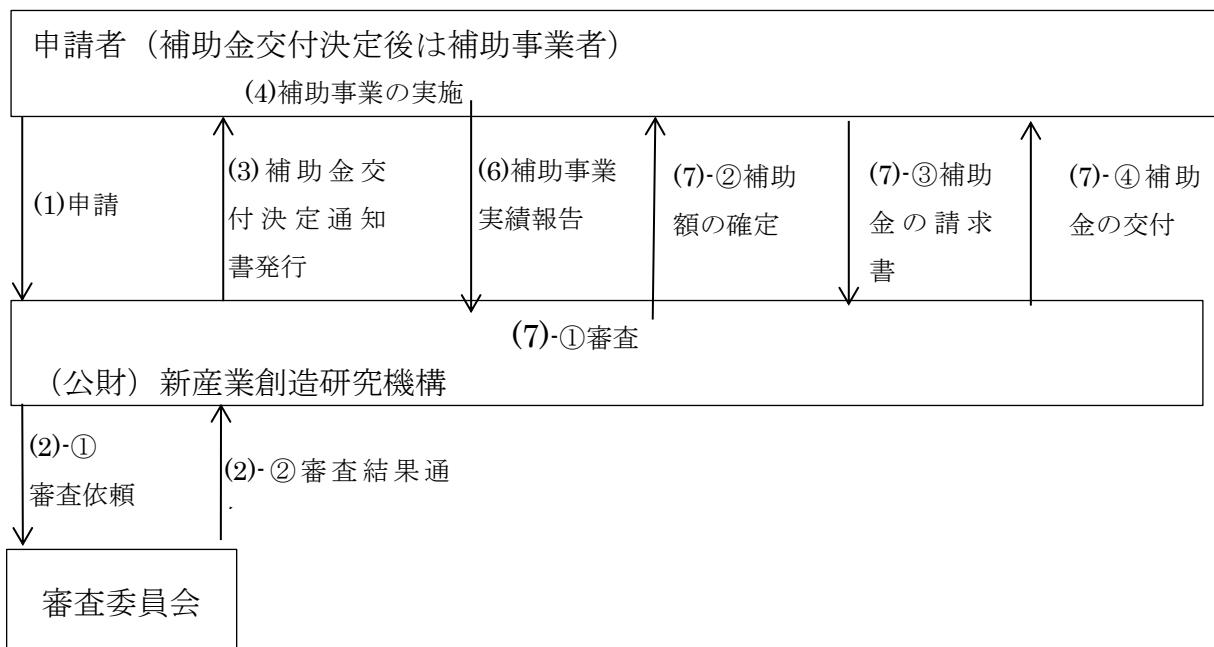
表1 「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」の対象分野・業種

支援対象分野	次世代産業分野 AI・IoT、航空・宇宙、ロボット、環境・エネルギー、健康・医療
指定主要業種	化学工業（16）、金属製品製造業（24）、生産用機械器具製造業（26）、電気機械器具製造業（29）、輸送用機械器具製造業（31）
指定関連業種	家具・装備品製造業（13）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、窯業・土石製品製造業（21）、鉄鋼業（22）、非鉄金属製造業（23）、はん用機械器具製造業（25）、業務用機械器具製造業（27）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、情報通信機械器具製造業（30）、情報サービス業（39）、インターネット付随サービス業（40）、技術サービス業（74）

2. 事業の流れ

申請に対し、審査委員会による審査を経て交付決定がなされ、（公財）新産業創造研究機構から「補助金交付決定通知書」を発行します。補助事業終了後、補助事業者からの補助事業実績報告を受けて、書類審査および必要に応じて現場調査のうえ、補助金の額を決定し、補助事業者からの請求書の提出を受けて補助金を交付します。

※2019年度については、補助事業の実績報告が2020年2月28日までに必ず提出できる案件であることが条件となります。



3. 補助手続

(1) 申請

補助を希望される方は所定の書類を揃えて、(公財) 新産業創造研究機構に申請して下さい。

<申請に必要な書類> (正本 および 写し 5 部)

- ・ 補助金交付申請書 (様式第 1-I 号)
- ・ 補助事業計画書 (様式第 1-I 号別紙)

<添付書類> (1 部)

- ・ 補助事業計画書の内容、予算計画書の補足資料 (任意、最大 10 頁)
(内容の補足説明、主たる支出項目の見積書、価格表、製品カタログ該当頁等)
- ・ 調査確認書
- ・ 兵庫県「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」への参加申込書コピー
- ・ 直近 2 期決算書
- ・ 会社案内もしくはこれに準じるもの
- ・ 補助金交付申請書、補助事業計画書の電子データ (pdf および word ファイル) を含む CD-R

(2) 審査

① (公財) 新産業創造研究機構が設置する審査委員会で補助対象としての妥当性と優位性を審査の上で、補助金交付を決定します。

② 審査する項目は下記のとおりです。

- ・ 補助対象事業者として要件を満たしているか。
- ・ 補助対象の経費項目が妥当か。
- ・ 収支計画が適正で事業内容が適切か。
- ・ 補助金申請額は妥当か。
- ・ 新規正規雇用の目標とその達成見込み
- ・ 補助金事業の目的 (IoT・AI・ロボットの県内での多様な利活用の事例を広く集積し、公開)への適合性
- ・ 技術力、成長力、事業効果

(3) 補助金交付決定通知

① 審査委員会で採択された申請者には「補助金交付決定通知書」を発行すると共に、NIRO のホームページに採択された補助事業者名と事業名称を公開します。

② 採択されなかった申請者には、「不採択通知書」を送付します。

(4) 補助事業の実施

補助金交付決定通知書を受領した申請者は「補助事業者」となります。補助事業者は、補助金交付決定通知書の発行後に補助事業を開始し、2020年2月28日までに経費の支払いも含めて補助事業を完了させてください。交付決定通知の前に発生 (発注も含む) した経費については補助対象になりませんので注意ください。

事業の実施にあたり、補助事業の経費は補助事業者が原則として銀行振り込みで支払い、その経費の支

出を証明する証憑をいつでも提示できるように整理してファイルしてください。必要に応じ、事業実施中に事業の実施状況と証憑類の整理状況を確認するための中間検査を行うことがあります。

(5) 補助事業の変更

- ① 補助認定後、計画変更等によって補助事業の内容の変更や、補助金額の20%又は50万円を超える科目別の予算の変更が生じた場合、速やかに「補助金交付決定内容変更承認申請書」を提出して下さい。変更の承認申請内容を審査し、補助事業の所期の目的が達成できると判断される場合には、「補助金交付決定変更承認通知書」を発行します。なお、変更の内容によっては、補助金の交付決定額を変更したり、補助金の交付決定そのものを取り消す場合があります。
- ② 事業の遂行が困難となった場合は、速やかに電話等で連絡のうえ、「補助事業遂行困難状況報告書」を提出して下さい。

(6) 補助事業実績報告

補助事業者は事業完了後、2020年2月28日以前に所定の書類を揃えて（公財）新産業創造研究機構に補助事業実績報告書を提出してください。

<事業完了報告に必要な書類>

- ・ 補助事業実績報告書（様式第8-I号）
- ・ 事業実施結果報告書（様式第8-I号 別紙）
- ・ 経費の支出を証する書類（証憑）

(7) 審査、補助金交付額通知、補助金請求書発行および補助金交付

- ① 実績報告書を受領後、報告に係る書類の審査、および必要に応じて現地調査を行い、事業内容が交付決定の内容等に適合しているかを審査します。
- ② 適合していると認める時は交付すべき額を決定し、補助事業者に通知します。
- ③ 補助事業者からの補助金請求書の提出を受け、
- ④ 補助金を交付します。

(8) 留意事項

- ① 不適切な補助金申請、その他申請条件への違反等の事情が補助金交付後に判明した場合には、既に交付した補助金の返還を求める場合があります。
- ② 補助事業実績報告の段階で、新規雇用実績者数と2020年6月までの採用内定者数の合計が、補助金申請時の補助金上限額で決まる新規正規雇用者数を下回る場合には、補助額を削減して決定する場合があります。なお、補助上限額が500千円の場合は、この限りではありません。
- ③ 新規正規雇用者数は、被雇用者の個人名、生年月日、所属、職種、勤務地等を報告いただくことで確認をします。なお、一人の雇用者を「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」の他の事業や、異なる年度の事業に重複して報告することはできません。また、審査の過程で申請時点の雇用実績を雇用者の名前で確認させていただく場合があります。

以上